

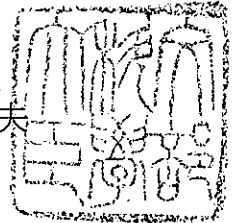


21文科高第786号
平成22年3月29日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構長 殿

文 部 科 学 大 臣

川 端 達 夫



大学共同利用機関法人人間文化研究機構の達成すべき業務運営
に関する目標（中期目標）について

平成22年1月20日付け21人文機企評第146号をもって中期目標に
ついての意見（中期目標原案）提出のあった標記の件につき、別添のとおり
定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項
の規定に基づき、貴法人に提示します。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の達成すべき

業務運営に関する目標（中期目標）

大学共同利用機関法人人間文化研究機構 中期目標

(前文) 研究機構の基本的な目標

大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下、「本機構」という。）は、その設置する大学共同利用機関（以下、「機関」という。）が、それぞれ対象とする研究領域におけるナショナルセンターとして、①学術資料・情報を組織的に調査研究、収集して研究者の共同利用に供し、②機関の充実した人材、研究資源を基盤として、研究者コミュニティに支えられた研究者の主体的な共同研究を推進し、③関連する大学・研究機関・研究者間の研究協力・交流を促進し、④大学院教育への協力等研究人材の養成を行うことにより、対象領域の研究の発展に貢献する。さらに、機構長のリーダーシップのもと、各機関及び関連大学・研究機関等との間の連携・協力を密にして、個々の研究領域を超えた研究展開を積極的に推進し、人間文化の学際的・総合的研究の新たな発展を図ることを基本的目標とする。

1. 中期目標の期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 年間

2. 大学共同利用機関

国立歴史民俗博物館

国文学研究資料館

国立国語研究所

国際日本文化研究センター

総合地球環境学研究所

国立民族学博物館

I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標

1. 研究に関する目標

(1) 共同研究の推進に関する目標

- ①各機関は、個々の研究者の主体的な、卓越した研究活動を基盤として、対象とする学術研究領域及び関連領域において重要な意義を有する研究課題について機構内外の研究者による共同研究を強力に推進し、優れた研究成果を創出する。
- ②機関間の連携・協力による創成的な（新たな研究領域の創出につながる）総合的研究を推進し、人間文化に関する学術研究の発展を図る。
- ③学術上、社会上特に重要な意義を有する地域について、地域研究を組織的に推進する。

(2) 研究実施体制に関する目標

- ①新たな学問領域の創成や学術動向への対応等の観点から、本機構において、創成的な総合研究やネットワーク型の拠点間共同研究を促進する体制を構築するとともに、各機関においては、研究の進展に即し、研究者コミュニティの意見を踏まえ、それぞれの対象領域におけるナショナルセンターとして、共同研究及び他機関と連携した共同研究を組織するための体制を柔軟に整備する。

②研究活動と博物館機能との有機的結合を促進する。

(3) 共同利用の基盤整備等共同利用の推進に関する目標

①日本に関連する在外の人間文化研究資料の調査研究を国際共同研究として推進する。

②人間文化研究に関する学術文献・資料・情報を組織的に調査研究、収集し、これらに関するデータベースの構築等共同利用推進のため基盤整備を進めるなど共同利用を促進する。

(4) 国際化に関する目標

国際的な研究交流を進展させ、各機関において、諸外国の大学・研究機関との協力関係の構築をさらに推進する。

(5) 研究成果の発信と社会貢献に関する目標

共同研究、連携研究の優れた成果を各種研究集会、学術出版等により、国内外の研究者コミュニティに発信するとともに公開講演会、展示、ウェブサイトや一般誌の刊行等多様な媒体を使って研究成果を社会に普及させるとともに社会との連携を積極的に推進する。

2. 教育に関する目標

(1) 大学院教育への協力に関する目標

各機関の充実した研究環境を生かして、総合研究大学院大学等の大学と連携・協力を通して、各機関の研究と一体化した教育を実施し、研究人材の育成に寄与する。

(2) 若手研究者育成に関する目標

各機関において積極的に国内外の若手研究者の共同研究等研究活動への参加を促進し、それぞれの基盤研究領域並びに関連する研究分野における次代の研究者の養成に寄与する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1. 組織運営の改善に関する目標

①本機構及び各機関は、研究者コミュニティ等の意見を積極的に反映させる体制を整備する。

②機構長の適切なリーダーシップのもとで、各機関の連携を促進し、各機関の特色を生かしつつ、一体的な業務運営ができる組織を整備する。

③本機構及び各機関間の有機的な連携を強化し、人事の活性化、職員の資質向上、勤務環境の改善を進める。

2. 事務等の効率化・合理化に関する目標

①事務処理システムの効率化・合理化を図る。

②事務組織の合理化を進めるとともに、共同研究支援の強化・充実を図る。

III 財務内容の改善に関する目標

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

教育研究の水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。

2. 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の抑制

職員の計画的な配置等により、適切な人事管理を行い、人件費の抑制を図る。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 管理的経費の抑制

教育研究の質の維持・向上に配慮しつつ、管理的経費を抑制する。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標

資産の有効かつ効率的な活用に努め、適正な維持管理を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1. 評価の充実に関する目標

外部委員を含む機構の評価委員会を中心とする評価システムを整備し、自己点検・評価を適切に実施する。

2. 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

本機構及び各機関は自己点検・評価に係る情報の公開・発信を積極的に行う。

V その他業務運営に関する重要目標

1. 施設設備の整備・活用等に関する目標

中・長期的視野に立って、研究環境の保全・充実を目指して施設・設備の整備を図る。また、既存施設の有効活用に努める。

2. 安全管理に関する目標

労働安全管理体制及び事故防止体制のもとで、職員等の安全管理を徹底するとともに、情報セキュリティ対策に取り組む。

3. 適正な法人運営に関する目標

国立大学法人法その他関係法令等を遵守し、適正な業務運営を行う。